

懲戒処分の公表

本会は下記会員に対して、弁護士法第57条に定める懲戒処分をしたので、お知らせします。

記

被懲戒者	石丸 幸人（登録番号30934） 弁護士法人アディーレ法律事務所（届出番号167）
登録上の事務所	東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60
懲戒の種類	石丸 幸人 業務停止3月 弁護士法人アディーレ法律事務所 業務停止2月
効力の生じた日	2017年10月11日

懲戒理由の要旨

被懲戒者石丸幸人（以下「被懲戒者石丸」という。）は、被懲戒者弁護士法人アディーレ法律事務所（以下「被懲戒者法人」という。）の元代表社員である。

被懲戒者法人は、被懲戒者石丸の指示を受けて、被懲戒者法人ウェブサイトにおいて、債務整理、過払金返還請求について、それぞれ、約1か月ごとの期間を限定して、

- (1) 平成22年10月6日から同25年7月31日まで、過払金返還請求の着手金を無料又は値引きする、
- (2) 平成25年8月1日から同26年11月3日まで、借入金の返済中は過払金診断を無料とする、過払金返還請求の着手金を無料又は値引きする、
- (3) 平成26年11月4日から同27年8月12日まで、契約から90日以内に契約の解除をした場合に着手金全額を返還する、借入金の返済中は過払金診断を無料とする、過払金返還請求の着手金を無料又は値引きする、との広告を継続して行い、改正前不当景品類及び不当表示防止法（以下「景表法」という。）第4条第1項第2号の有利誤認表示をした。

これは、景表法、日本弁護士連合会の弁護士等の業務広告に関する規程等に違反するものであり、弁護士法第56条第1項の品位を失う非行に該当する。

2017年10月11日

東京弁護士会

会長 淵上 玲子